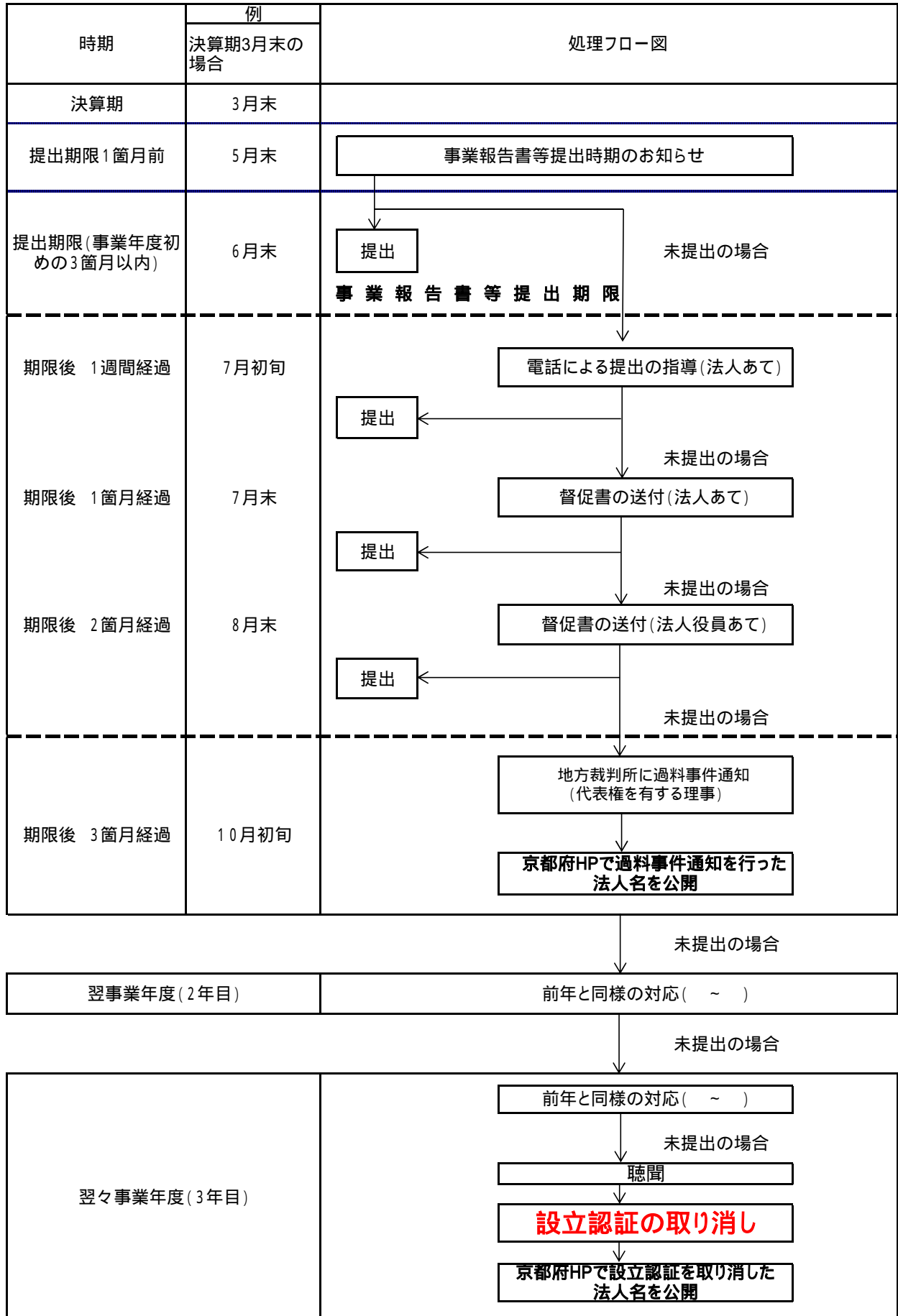


事業報告書等の提出がないNPO法人への対応フロー図



なお、既に3年以上にわたって事業報告書等の提出がない法人に対しては、上記の手続きを適用せずに、行政手続法に規定された聴聞を開催のうえ、設立の認証の取り消しを行う場合があります。